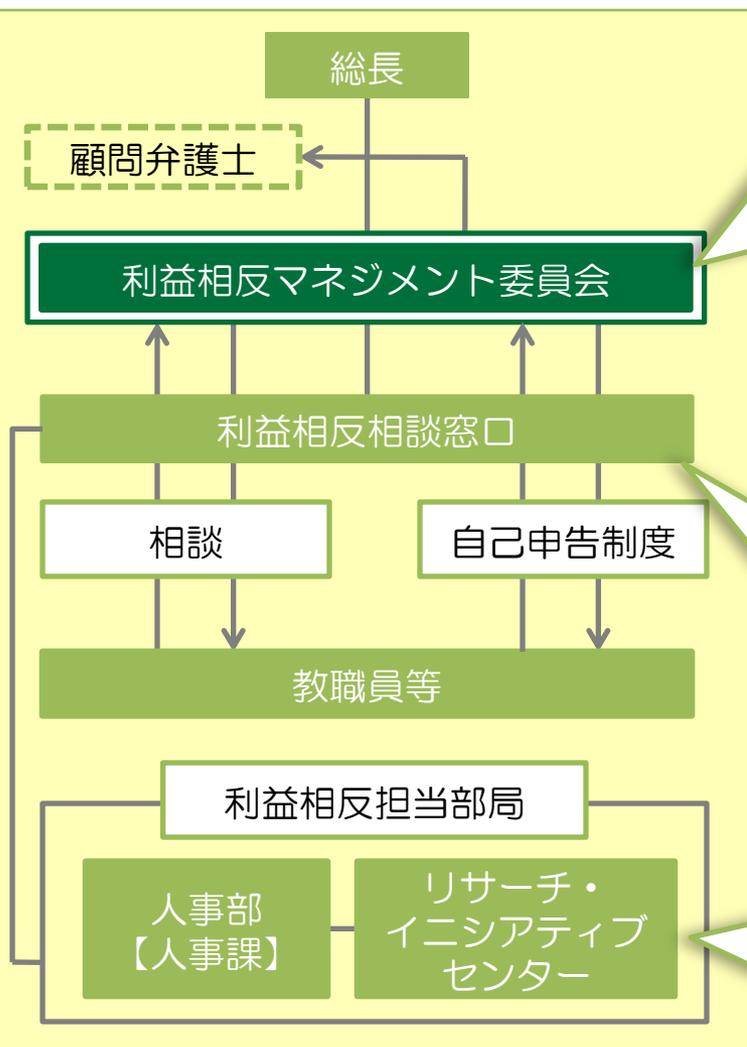


利益相反マネジメント体制

◆ 総長の下に利益相反に関する審議機関として、利益相反マネジメント委員会を設置する。

■ 利益相反マネジメント体制 ■



- (1) 利益相反マネジメントポリシー、規程等に関すること
- (2) 利益相反に係る相談、助言、モニタリング、審査、審議、勧告等に関すること
- (3) 利益相反が生じた場合の調査、改善指導及び是正勧告・命令に関すること
- (4) 利益相反マネジメントに係る広報及び啓発に関すること
- (5) その他利益相反に関すること

- (1) 利益相反に関する相談
- (2) 利益相反に関する広報・啓発
- (3) 利益相反に関する事例収集・アーカイブ
- (4) 利益相反に関する国内外の情報収集
- (5) その他利益相反に関すること

- (1) 利益相反に関する相談、自己申告制度に関する業務
- (2) 利益相反に関する広報・啓発に関する業務
- (3) 利益相反に関する事例収集・アーカイブに関する業務
- (4) 利益相反に関する国内外の情報収集
- (5) その他利益相反に関する業務